◎新潟県告示第351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地 ・行政課において縦覧に供する。

令和7年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市字くるみ沢酉甲402番1から	新	7.0~51.1メートル	488.9メートル
同市字向山酉甲641番1まで	旧	6.5~51.0メートル	489.7メートル